



1901

事務連絡  
平成19年11月12日

各市町村国民健康保険主管課  
各医療保険者  
保険者協議議会事務局  
沖縄県医師会  
沖縄県看護協会  
沖縄県栄養士会  
特定健診等担当者 様

沖縄県福祉保健部医務・国保課  
国保老人医療班長

特定健康診査及び特定保健指導の広報活動について

みだしのことについて平成19年11月9日付事務連絡にて厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室よりお知らせがありますので、送付いたします。

事務連絡  
平成19年11月9日

各都道府県医療構造改革担当部（局） 御中

厚生労働省保険局総務課  
医療費適正化対策推進室

### 特定健康診査及び特定保健指導の広報活動について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）については、平成20年度からの実施に向け、各医療保険者において実施体制の整備等と並行し、対象者への周知広報活動も進めて頂いているところです。

制度の円滑な施行、及び実施率の向上のためには、対象者である医療保険者加入者（40～74歳）への認知度を高めていく必要があります。国・地方自治体・医療保険者・実施機関等関係者が連携し幅広く周知等を図っていく必要があることから、国としても、特定健診等に関する広報を行うための準備を進めております。

このたび、こうした広報活動の一環として、「政府インターネットテレビ 23ch 暮らしのお役立ち情報」（注1）において、特定健診等に関するコマーシャル番組の配信を開始しましたのでお知らせ致します。

今後も、様々な媒体を用いた広報活動を予定しており、その状況については、厚生労働省ホームページ（注2）において順次報告して参りますので、貴管内の市町村（国保担当部門）を始めとする各医療保険者、健診・保健指導機関、関連団体等に対する周知について、特段のご配慮をお願い致します。

注1 <http://nettv.gov-online.go.jp/channel.html?c=23>

※画面右側の「番組表」内の、「2007/11/08 始まります！「メタボリック」健診・保健指導」をクリック。

注2 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info02a.html>

### 記

1. 政府広報の周知に併せて、各医療保険者、関係団体等においても、広報誌やホームページ等の各種媒体を活用し、可能な範囲で特定健診等に関する周知広報活動を進めて頂けるよう、お知らせ願います。
2. 併せて、各都道府県におかれましても、国・各医療保険者・関係団体等のこれら取組と連携した、効果的な周知広報活動をお願い致します。

3. なお、広報活動に当たっては、特に以下の点について訴求頂くよう御配意願います。

- 平成20年度から、新たにメタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導が始まること
- これまで市町村にて実施していた様々な健診の一部が、健保組合等医療保険者による健診等になり、実施場所が変わる可能性があること
- ただし、健保組合による健診等であっても、従前と同様に、居住する市町村内の会場にて健診等が受けられるような体制の構築を図り、受診者の利便性に配慮すること

以上